

自転車は車のなかまです

岡地域づくり課 ☎(2)3(5)4789

便利で環境に優しい乗り物、自転車。子どもから高齢者まで気軽に利用できる一方、近年は危険な運転による交通事故で高額の損害賠償請求の事例も発生しています。自転車は車のなかまです。ルールやマナーを軽視した運転は自分や他人の人生に深刻な影響を及ぼしかねません。自転車に乗る時はドライバーとしての責任をもって運転しましょう。

交通事故の5件に1件は自転車事故

下グラフによると、昨年の市内の交通事故発生件数362件のうち、

自転車事故は66件。全体の18.2%を占めています。自転車事故は交通事故の件数とともに減少傾向にあるものの、割合は毎年20%前後の横ばい状態であることが分かります。

自転車損害賠償責任保険など10月から加入が義務化

近年、自転車事故の重大事故で高額な賠償を命じられるケースが増えていることから、県は10月から条例で自転車損害賠償責任保険などへの加入を義務付けます。



加入状況のチェックを

自転車損害賠償責任保険とは、自転車事故を起こした時に相手の生命または身体の損害を補償できる保険です。自転車保険に特化した「自転車向け保険」のほか、自転車を点検整備した時に貼付される「T.S.マーク付帯保険」、また火災保険や自動車保険の特約として付帯できるものもあります。現在加入している自動車保険に付帯している場合もあるかもしれませんが、まずは現在の加入状況をチェックしましょう。

自転車事故に関する高額損害賠償事例

(平成25年7月神戸地方裁判所)

小学生が下りの坂道を時速約20~30kmのスピードで走行し、歩行中の女性と正面衝突。監督責任を問われた保護者に損害賠償が命じられた。



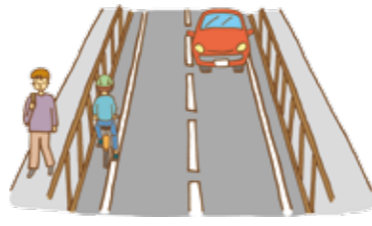
損害賠償額 約9,500万円

自転車に乗る人は車のドライバーと同じ

心の中に「自転車は歩行の延長」「標識は自動車のもの」という認識はありませんか。自転車は、道路交通法で軽車両に位置付けられている車のなかまです。道路を通行するときは、車のドライバーと同様、交通ルールやマナーの順守が義務付けられます。もしこれを無視して事故を起こした場合

1 自転車は車道が原則歩道は例外

自転車は、軽車両です。歩道と車道の区別がある道路を走るときは「車道」を通行しましょう。



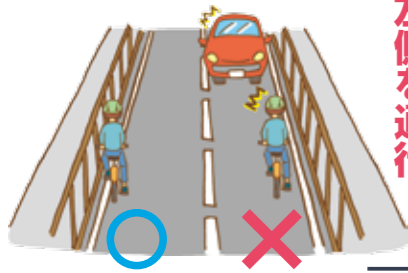
歩道通行できる3つの例外

- 歩道に「自転車歩道通行可」の標識がある場合
- 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方が運転する場合
- 道路工事などで、車道通行が難しい場合

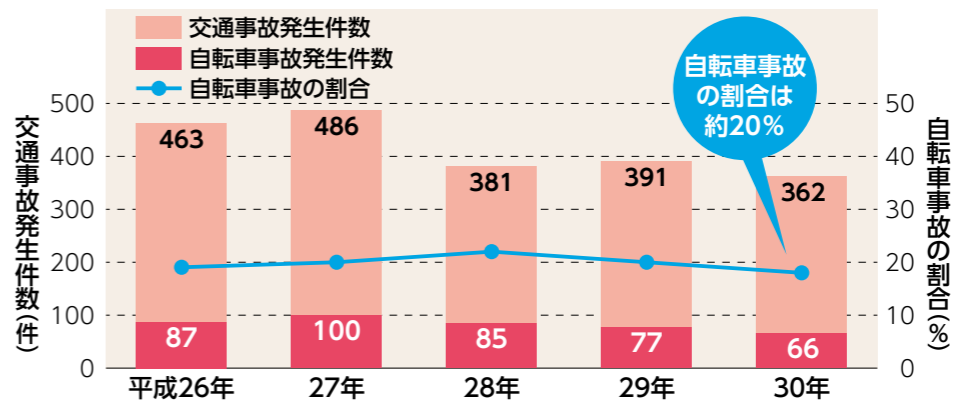


2 車道は左側を通行

自転車は車道の左側に寄って通行しましょう。



(グラフ) 市内の交通事故発生件数と自転車事故の割合



は、自動車やバイクの運転手と同じように、加害者として厳しく責任を問われることになります。

自転車に乗る時の基本を学びましょう

おさえおきたい5つのルール

自転車安全利用五則



4 安全ルールを守る

夜間はライトを点灯、交差点では安全確認など、正しい交通ルールを守って運転しましょう。ルール違反の一例を紹介します。

- 飲酒運転
- ながらスマホ
- 傘さし運転
- 2人乗り ※幼児を乗せる場合を除く

3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

歩道は歩行者のための専用道。「自転車歩道通行可」の標識のある歩道を走るときは歩行者の迷惑にならないよう、車道寄りを徐行しましょう。



5 子どもはヘルメットを着用

13歳未満の子どもにはヘルメットを着用させ、危険を未然に防ぎましょう。

